

横浜市駐車場条例の一部改正について

～平成 28 年 3 月 1 日 施行～

横浜市駐車場条例とは、路上駐車解消や道路交通の円滑化を目的として、建築主が一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合に、駐車場の設置を義務付けている（以下、「附置義務」という。）制度です。

このたび、近年の駐車需要の変化を踏まえ、「事務所」に関する附置義務基準を見直す等のために、横浜市駐車場条例を一部改正しました。

平成 28 年 2 月に条例が改正され、平成 28 年 3 月 1 日に施行しましたので、その概要についてお知らせいたします。

改正その 1 「事務所」に関する乗用車^{※1}の附置義務基準を見直しました

（条例第 4 条関係）

近年の事務所施設においては駐車需要が減少しているため、「事務所」用途の乗用車駐車場の附置義務基準を見直しました。（自動二輪車及び荷捌きは除く。）

（小数点以下は切り上げ）

対象地区又は地域		駐車場整備地区（※2）、商業地域、近隣商業地域	周辺地区、自動車ふくそう地区（※3）			
対象規模		（特定用途の延べ面積＋非特定用途の延べ面積×0.5）が 1,000 ㎡を超える場合		特定用途の延べ面積が、2,000 ㎡を超える場合		
		現 行	改正後	現 行	改正後	
原単位（※4）	特定用途（※5）	百貨店その他の店舗	200 ㎡	200 ㎡	200 ㎡	200 ㎡
		事務所	200 ㎡	250 ㎡	200 ㎡	250 ㎡
		倉庫、工場	250 ㎡	250 ㎡	300 ㎡	300 ㎡
		その他の特定用途	250 ㎡	250 ㎡	250 ㎡	250 ㎡
	非特定用途	550 ㎡	550 ㎡	—	—	

※1 乗用車……………ここでの乗用車とは、おおむね幅が 2.3m、奥行きが 5.0m に収まるような、二輪車を除く自動車指します。

※2 駐車場整備地区……………自動車交通が著しくふくそうする地区として、駐車場法第 3 条第 1 項及び都市計画法第 8 条第 1 項に基づき、都市計画決定している地区を指します。現在、市内 6 箇所。

※3 周辺地区、自動車ふくそう地区……………自動車交通がふくそうする地区及びふくそうすることが予想される地区として、横浜市駐車場条例第 3 条第 1 項及び第 2 項に基づき、市内の第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域として定められている地域で、告示（平成 14 年 4 月 5 日第 125 号）により指定している地区を指します。

※4 原単位……………附置義務駐車施設 1 台あたりの建築物床面積のことを指します。

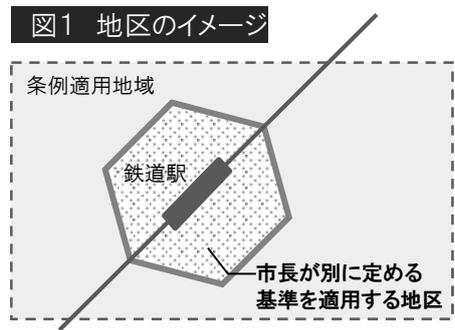
※5 特定用途……………駐車場法施行令第 18 条に定める自動車の需要を生じさせる程度の大きい用途。「劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場」を指します。

なお、「共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿」に関しては、横浜市駐車場条例の対象ではありません。別途、「横浜市建築基準条例」に規定がありますので、ご確認ください。

改正その2 地区の駐車需要に応じた附置義務基準の設定を可能としました

附置義務基準については、現在、条例適用地域に均一に適用していますが、その一部の地区について、鉄道やバス等の交通機関の利用状況や駐車需要の実態等を踏まえつつ、市長が別に基準（附置義務基準等）を定めることができるようにしました。

（条例第4条関係）



《具体的な地区および基準について》

※今後、「横浜市駐車場条例取扱基準」に具体的な基準を定めるため、現時点では適用地区はありません。
なお、基準を策定する際には、事前に意見公募を行う予定です。

改正その3 車いす使用者のための駐車施設に関する基準を見直しました

（条例第11条第2項関係）

その他、所要の改正として、「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」の改正（平成26年1月1日施行）に伴い、「車いす使用者のための駐車施設の規模」について、規定の整合を図る改正を行いました。

「横浜市駐車場条例施行規則第4条」に規定された建築物の場合、少なくとも1台以上の駐車施設の規模について、右の「表1」にあるとおりの規模とする必要があります。

表1 車いす使用者のための駐車施設の規模

現行	改正後
幅3.7メートル以上	幅 <u>3.5</u> メートル以上
奥行6.0メートル以上	奥行6.0メートル以上

参考 福祉のまちづくり条例施行規則（抜粋）

車いす使用者用駐車施設の大きさ
（幅）3.5メートル以上、（奥行）6.0メートル以上

改正条例の施行日

「平成28年3月1日」施行

《お問合せ先》

《具体的な台数算定等のお問合せ先・届出提出の窓口》

横浜市 建築局 建築指導部 建築安全課 意匠係
（横浜市中区相生町3-56-1 JNビル7階）電話：045-671-4531
※具体的な計画の相談は予約制となっております。

《横浜市駐車場条例全般についてのお問合せ先》

横浜市 都市整備局 都市交通部 都市交通課 駐車場担当
（横浜市中区港町1-1市庁舎6階）電話：045-671-3853

横浜市 都市整備局 都市交通課 〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話 045-671-3853 FAX 045-663-3415
ホームページ： <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/parking/>
平成28年3月25日発行